

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
日曜日に
おき、そ
の翌日
が翌日
たる日
の翌日)

目次

- ◇ 告 示 昭和四十四年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき許可をすべき皆伐面積の限度
- ◇ 人委規則 職員勤務時間に関する規則の一部を改正する規則

告 示

鳥取県告示第六百九十八号

森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の二第三項の規定により、昭和四十四年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。

昭和四十四年十二月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

保安林の種類	同一の単位とされる保安林の所在場所	皆伐面積の限度	単位区域名
水源かん養保安林	八頭郡のうち河原町及び郡家町を 除く地域	八二・一六	八頭地区
土砂流出防備保安林	八頭 若 桜	三・二三	若 桜
干害防備保安林	智 頭	三・三六	智 頭
干害防備保安林	船 岡	〇・四八	船 岡
干害防備保安林	用 瀬	二・六〇	用 瀬
干害防備保安林	殿	〇・三八	喜才谷山
干害防備保安林	喜才谷山	〇・四六	明見谷東平
干害防備保安林	明見谷東平	〇・九二	池ノ内下平
干害防備保安林	水口 池ノ内下平	一・六〇	赤 波
水源かん養保安林	鳥取	七三五・四七	鳥取地区
土砂流出防備保安林	八頭 河原・郡家	一・五八	河 原
土砂流出防備保安林	八頭 郡 家	六・二九	郡 家
土砂流出防備保安林	八頭 河 原	八・九二	河 原
土砂流出防備保安林	岩 美	四・〇〇	岩 美
土砂流出防備保安林	福 部	〇・三〇	福 部
土砂流出防備保安林	国 府	一六・二一	国 府
土砂流出防備保安林	鳥取	一・〇八	鳥 取
土砂流出防備保安林	気 高	六・七一	気 高
土砂流出防備保安林	鹿 野	五・九六	鹿 野
土砂流出防備保安林	青 谷	三・四三	青 谷
土砂流出防備保安林	岩 美	三・四三	岩 美
土砂流出防備保安林	長 谷	三・四三	長 谷

